

事業者各位

一般社団法人置賜労働基準協会
会長 佐藤 良吉

「研削といしの取替え等の業務に係る特別教育」の実施について(ご案内)

労働安全衛生法第五十九条の3に基づいて、事業者は危険有害な業務に従事する労働者に対し、特別教育を行うことを義務づけられております。

このたび、労働安全衛生規則第三十六条で危険有害な業務とされている「研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務」に係る特別教育を下記により開催することといたしましたので、該当される事業場にあつては必ず受講させて下さるようご案内申し上げます。

なお、本教育修了者には修了証を交付いたします。

労働安全衛生法 並びに 規則 抜粋

法 第五十九条の3

事業者は、危険有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

規則 第三十六条

法五十九条第3項の厚生労働省令で定める危険有害な業務は、次のとおりとする。

一 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

注：研削といしを使用する主な機械等

- ・ 機械研削盤 円筒研削盤、内面研削盤、平面研削盤、心なし研削盤、ならい研削盤
工具研削盤、ねじ研削盤、歯車研削盤、その他の機械研削盤
- ・ 自由研削用グラインダ 携帯用グラインダ、卓上(床上)用グラインダ(両頭グラインダ)
スウィンググラインダ、ワゴングラインダ、切断機等

記

1. 日 時 令和元年11月14日(木) 午前9時10分 ～ 午後5時30分まで
15日(金) 午前9時 ～ 午後5時30分まで
2. 会 場 テクノプラザ米沢 (米沢市八幡原5-4149-8 Tel 28-5151)
3. 教育科目 ① 自由・機械研削用研削盤、自由・機械研削用といし、取付け具等に関する知識
② 自由・機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識
③ 関係法令 ④ 実 技
4. 受講料 協会会員 15,000円 会員外 21,000円 (テキスト代と2日分の昼食代を含む)

申 込 要 項

- 受講申請 ・ 下記の申込書に記載・捺印の上、現金を添えて申込みください。
 ・ FAXで申込みの場合、受講券と振込用紙を送付いたします。
- 申込先 ・ 一般社団法人置賜労働基準協会 〒992-0012 米沢市金池1-4-20
 TEL 0238-21-5678 FAX 21-5679
- 申込締切 令和元年11月7日(木) ※ただし定員(36名)に成り次第、申込を締切らせていただきます。
- 注意事項 ・ 受講の取消し(受講料の返金)は、講習日前々日までお受けいたします。
 ・ 申込書記入欄不足の場合はコピーでご対応ください。
 ・ 受講料の納付がなければ受講申込受付が完了いたしませんので、早目に納付手続きをお願いいたします。

※FAX送付先 0238-21-5679

研削といしの取替え等の業務に係る特別教育受講申込書

受 講 者	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	◇
	(_____)	昭和・平成 年 月 日	
	(_____)	昭和・平成 年 月 日	
所 在 地	〒 _____		
	TEL 0238 ()		
事 業 場 名	_____ (印)		
ご 担 当 者	所属部課		氏 名

↑ 申込み内容の確認・事務連絡・資料等の送付業務を円滑に計るため、必ずご記入ください。

※ 上記の通り 名分計 円 現金(受講料)を添えて申込みいたします。
 FAXで申込書を送付しますので送付される振込用紙にて振込いたします。

年 月 日

一般社団法人置賜労働基準協会会長殿

No. _____